

ハラスメント 相談室だより

第42号
令和5年9月

ハラスメント相談室だより
第42号をお届けします。

コラム 相談員からちょっとひとこと

相談室に寄せられる相談は相談者の立場によって概ね4つほどに分かれると私は考えています。

最初はしんどい思いをしておられる当事者です。時々一人の相手側に対して相談者が複数ということもあります。例えば、指導教員が厳しくて学生が複数で相談に来る場合があります。職場の上司への不満を持っている同僚が連れ立ってということもあります。また、相手側が複数という場合もあります。部長と課長がひどいとか、教授と准教授に無視されるとかです。

2つ目は周りの人とか友人が本人に代わって相談に来る場合です。お話はお聞きしますが、大抵の場合は本人の相談を促すことになります。状況がどうであれ、本人の了解なく相談室は行動しないからです。

3つ目は「ハラスメントをしていると言われて困っている」と相談に来られる方です。この場合でも丁寧に話を聞きまして関係性をよくするのはどうしたらよいかということと一緒に考えていきます。頑なだった態度が和らいで解決に向かうこともあります。

4つ目は部局の責任ある立場の方が「部局でこういう問題が起こっているがどうすればよいのか」と相談に来られる場合です。解決の主体は部局ですよという話を私は最初にします。相談室で解決してくださいなどと言われると、解決の責任を負うのは部局ですと直截に指摘する場合があります。

部局にはそれぞれに固有の事情があり物事の決め方もいろいろあります。もちろん阪大スタンダードというか大学全体の規則はありますが、それは骨組みだけで実際に現場でどう運用するかは部局が決めることです。問題のあり方やこじれ方、そして多分解決の姿も一番よくわかっているのは近くにいる人たちです。解決のため何か取り決めをしたとして、それを見守るのも近くにいる人たちにしかできません。相談に乗りアイデアを出し一緒に考えることはできますが、最終的に何かを決め責任を取るのは部局です。

どのような相談でも相談室ができることはしんどい思いをされている人の話を聞いて解決方法を一緒に考えることです。そして相談者が望むことをできるだけかなえたいと願っています。相談を迷っておられる方がいらっしゃるのならどんな立場の方でも一度電話をかけていただきたいと思います。

ハラスメント相談室 開室スケジュール

令和5年9月1日～

キャンパス	相談室	月	火	水	木	金
豊中	ハラスメント相談室1 ＜文理融合型研究棟7F 704号室＞ TEL 06-6850-5029	10:00-13:00	10:00-13:00	12:00-15:00	11:00-14:00	
	ハラスメント相談室2 ＜サイバーメディアセンター データ・ステーション2階＞ TEL 06-6850-6006		13:00-16:00	11:00-14:00		
	ハラスメント相談室3 ＜キャンパスライフ健康支援・相談センター東階段2階＞ TEL 06-6850-6505 ※男性相談員		※13:30-17:30		※13:30-17:30	※13:30-17:30
吹田	ハラスメント相談室1 ＜看護師宿舎1号棟3F 1311号室＞ TEL 06-6879-6981	10:00-13:00				11:00-14:00
				15:30-18:30	15:30-18:30	15:00-18:00
	ハラスメント相談室2 ＜看護師宿舎1号棟3F 1312号室＞ TEL 06-6879-6982 ※男性相談員	※13:00-16:00	※9:00-13:00 ※14:00-16:00		※9:00-12:00	
箕面	ハラスメント相談室 ＜外国学研究講義棟1F＞ TEL 072-730-5112 ※男性相談員			※第2・4週のみ 13:00-16:00		

- 専門相談員が電話あるいは対面で相談をお受けします(事前予約要)
- 秘密は厳守します。匿名での電話相談にも対応します
- 各相談室の所在地、英語で相談可能な相談室・開室時間帯等、詳細は大阪大学HPをご覧ください

＜大阪大学HP「ハラスメントの防止等」ページ＞
https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/life/prevention_sh

